

# 会 議 録 (HP公開用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：平成29年度 第2回（定例会）
2. 期 日：平成29年4月27日（木） 午前10時00分～午前11時45分
3. 会 議 場：庁議室

## 4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥間 千津子	○		
教 育 委 員	宮 里 啓	○		
教 育 委 員	眞 壁 節 子		○	

## 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金 城 睦 和  
教育指導課長 浦 崎 直 哉  
社会教育課長 上 地 康 夫  
中央公民館長 新 垣 美 佐  
教育総務係長 我 那 覇 弥 生  
教育指導係 宮 城 健

傍聴人 入室（公開）

教 育 長：ただいまから、平成29年度第2回定例教育委員会会議を開会します。なお本日は、眞壁委員より欠席届が出ております。地教行法第14条第3項に基づいて、委員の過半数の出席により会議が成立することをご報告いたします。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について、議案第1号及び報告第6号から第14号までは、会議規則第6条1項第2号にあたる非公開事項に該当します。したがって、当該1協議題9報告事項の審議については非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは、議案第1号及び報告第6号から第14号までの審議は非公開とします。また、公開とされた議事進行中に、新たに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。続いて会議規則第15条に基づき、本日の会議の進行についてお諮りします。議案第1号及び報告第6号から第14号の審議が非公開とされましたので、はじめに教育長諸般の報告、次に報告第1号から報告第5号、その他の事項の審議を行い、その後に非公開の議案第1号及び報告第6号から第14号の審議の順に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。

## 6. 教育長諸般の報告

教 育 長：まずは教育長諸般の報告を行います。お手元の資料をご覧ください。（※資料参照）質問やご意見等はありませんか。

教育長職務代理者：屋良幼稚園の入園式に参加いたしました。今年から3年の幼稚園教育がはじまりました。久しぶりに51名の園児が集まりまして、賑やかで嬉しい入園式でございました。3歳児から5歳児までの3歳の年の差がありますので、先生方も指遊びやペープサートをしながら園児の皆さんが興味を持って参加できる工夫があり非常に感心しました。パソコンや英会話の指導に期待するご父兄の姿があったこともご報告いたします。

委 員：私は嘉手納幼稚園の入園式に参加しました。幼児相手の挨拶が難しいというのを実感しながら、園長先生や教頭先生が困り顔をして申し訳なさそうにしている状況でしたが、3歳、4歳、5歳が集まればこれぐらいだろうと思いました。ただ、その数日前に参加した屋良小学校の入学式では、あんなに立派にやっていたので、1年でこんなに変わるのだと感じました。とても素晴らしかったです。

教 育 長：ありがとうございました。それでは、教育長諸般の報告をこれで終わりたいと思います。それでは議案の審議に移ります。

## 7. 報告事項

### ①報告第1号

教育委員会筆頭課長の指名について

教 育 長：報告について、提案をお願いします。

教育総務課長：（※議案読み上げ）内容につきましては、教育総務課長を教育委員会筆頭課長に指名するという事になっております。

教 育 長：ご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第1号教育委員会筆頭課長の指名について承認いたします。

## ②報告第2号

嘉手納町学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の公布について

教 育 長：報告について、提案をお願いします。

教育総務課長：これにつきましては、平成23年度に制定いたしました嘉手納町学校給食費補助金交付要綱の一部改正によるものでございます。（※議案読み上げ）

教 育 長：ご質問やご意見等ありませんか。

委 員：第8条の補助金の実績報告書は今までは無かったということですよ。どのように対応していたのですか。

教育総務課長：これまでは事務処理的に、学校からの報告は受けずに自分達でまとめていたという状況でしたが、やはり学校から実績報告があつて、それをまとめて額を確定して通知するという風にちゃんとした手続きを取ろうということで今回条文を追加しました。

委 員：第10条について、以前はこういうことがあつた場合はどうしていたのですか。取り消しは多かつたのですか。

教育総務課長：これまでに起きてはいませんが、幼稚園の交付要綱を作る際に、統一する方向で補助の取り消し等も入れることとなり、見直しで追加しました。

教 育 長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第2号嘉手納町学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の公布について承認いたします。

## ③報告第3号

嘉手納町立幼稚園給食費徴収規則の公布について

教 育 長：報告について、提案をお願いします。

教育指導課長：報告第3号から報告第5号については、私と担当でご説明させていただきます。（※議案読み上げ）内容については担当よりご説明いたします。

教育指導係：（※公布文読み上げ）

教 育 長：ご質問やご意見等ありませんか。3歳児、4歳児の保育が始まって、給食の提供と同時に教育時間を午後2時までとし、保護者の就労支援になるようにということでの方策ですよ。

教育長職務代理者：第8条ですが、『園児の疾病、負傷等のやむを得ない事情により欠食したとき。』は徴収しないとありますが、期間は決まっているのでしょうか。

教育指導係：以前、園児が骨折で入院するため欠席したことがあり、診断書を確認して1ヶ月徴収しませんでした。診断書を確認しながら期間を設けたいと思います。

教育長職務代理者：診断書が出た場合のみということですか。

教育指導係：長期間登園できないということであれば、診断書を基に徴収しない期間を決めたいと思います。

委 員：私の経営する施設では欠食届を何日前までに出せば、日割り換算で受け取りませんとなり、その期間を過ぎてしまうと、食べる、食べないに関わらず請求するのですが、それと同じ形なののでしょうか。例えば長期という時に、病気ではなくて旅行に行くとかでも、何日前までに出せば欠食という扱いになりますか。

教育指導係：旅行に関しましては還付いたしません。基本的に学校給食と同じで、食べるのが前提という考え方になります。

教 育 長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第3号嘉手納町立幼稚園給食費徴収規則の公布について承認いたします。

#### ④報告第4号

##### 嘉手納町立幼稚園給食費補助金交付規則の公布について

教 育 長：報告について、提案をお願いします。

教育指導課長：（※議案読み上げ）具体的な内容については担当よりご説明いたします。

教育指導係：（※公布文読み上げ）

教 育 長：ご質問やご意見等ありませんか。

教育長職務代理者：5歳児の給食は小学校の給食と同じものですよ。給食費は小学生と同じですか。

教育指導係：幼稚園は月額3,300円となります。

教育長職務代理者：3・4歳児も同じということですね。小学校との違いはありますか。

教育総務課長：幼稚園児は3,300円、小学生は4,150円ということで、額が違います。それについては、量が違うことと、幼稚園は毎週木曜日が弁当ですので、それを考慮して安くなっています。

委員：色んな行政が給食費の補助に取り組んでいる中で、小・中学生は補助金がありますが、幼稚園は一部の保護者のみというのは、どういう理由なのですか。また、今後合わせていく予定がありますか。

教育長：義務教育は町費負担です。

委員：例えば、高校は義務教育では無いですが、県立高校はある程度の年収まで授業料の減免がスタートしています。今と言う事では無く、今後検討されたり議題に上げたりする予定はありますか。

教育総務課長：現在嘉手納町で行っているのは、義務教育の範疇で小学校、中学校のみの補助と言うことになります。それについては、若者世帯の定住化を図ろうということを目指しています。幼稚園までそれを拡充するかどうかというのは、政策的な問題になりますので、今のところそこまで考えていません。ただ、幼稚園まで拡充してしまうと、公立の幼稚園だけではなく、私立に通う子どももいますので、その目的や主旨を考えていかなければならないと思います。

委員：これはもう町長の政策的な話になるのかもしれませんが、若者定住ということが前提に出てくると、幼稚園の給食費無料化を否定してしまったら筋論としておかしくなってしまいます。小学校に入ってから定住化に入れるという話なのか、幼稚園までは定住じゃないのか、働く世代に対しての施策として打ち出しているのであれば、幼稚園が入らないのは相反すると思います。私立、公立の話とはまた別だと思しますので、全額補助についての考え方は整理しておくべきだと思います。

教育長職務代理者：補助金を貰う場合の届出に関して、園長の事務負担はどれくらいになるのでしょうか。例えば、不正があって取り消しになった場合など、園長の関わりはどうなってくるのでしょうか。小学校長と兼務しながらの仕事になりますので、大変重責になってくるのではと感じたのですが。

教育指導係：現在、生活保護は3世帯3名おまして、それでも例年に比べて多い数となっております。例年、わずかな数ですので、業務の負担等はそれほどないかと思いますし、教育委員会と幼稚園が連携しながら、スムーズな手続きをするように、また、虚偽の申請が無いように取り組んでいきたいと思っております。

教育長：不正のチェックはどのようにする予定ですか。

教育指導係：入園前に申請書と同時に生活保護世帯証明を貰っていますし、また、関係部署とも連携を取りながら確認して、不正の無いようにしていきたいと思っています。

教育長：補助してから返還というよりも、スタートの時点で綿密なチェックをして下さい。

教育長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全委員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第4号嘉手納町立幼稚園給食費補助金交付規則の公布について承認いたします。

⑤報告第5号

嘉手納町立幼稚園預かり保育の運営に関する規則の一部を改正する規則の公布について

教 育 長：報告について、提案をお願いします。

教育指導課長：（※議案読み上げ）内容につきましては担当よりご説明いたします。

教育指導係：これまでは預かり保育のみの給食提供でしたが、嘉手納町立幼稚園の2時降園が始まりまして、給食が教育時間内に提供されることとなりましたので、条文の削除となります。

教 育 長：ご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第5号嘉手納町立幼稚園預かり保育の運営に関する規則の一部を改正する規則の公布について承認いたします。

傍聴人 退室（非公開）

8. 協議題

①議案第1号

平成29年度屋良幼稚園教諭の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、議案第1号平成29年度屋良幼稚園教諭の雇用について承認いたします。

⑥報告第6号

平成29年度屋良幼稚園教諭の雇用について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第6号平成29年度屋良幼稚園教諭の雇用について承認いたします。

⑦報告第7号

平成29年度教育サポーター嘱託員の雇用について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第7号平成29年度教育サポーター嘱託員の雇用について承認いたします。

⑧報告第8号

平成29年度学習支援員の解職について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見等ありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第8号平成29年度学習支援員の解職について承認いたします。

⑨報告第9号

青少年指導員の解職について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：ご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第9号青少年指導員の解職について承認いたします。

⑩報告第10号

嘉手納町スポーツ推進委員の解職について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第10号嘉手納町スポーツ推進委員の解職について承認いたします。

⑪報告第11号

嘉手納町スポーツ推進委員の委嘱について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第11号嘉手納町スポーツ推進委員の委嘱について承認いたします。

⑫報告第12号

嘉手納町町史文化財嘱託員の嘱託について



教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第12号嘉手納町町史文化財嘱託員の嘱託について承認いたします。

⑬報告第13号

嘉手納町立嘉手納外語塾運営委員の委嘱について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：ご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第13号嘉手納町立嘉手納外語塾運営委員の委嘱について承認いたします。

⑭報告第14号

嘉手納町図書館協議会委員の委嘱について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：ご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。異議のある方はいらっしゃいませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第14号嘉手納町図書館協議会委員の委嘱について承認いたします。

9. その他


①教育サポーターの配置について

教 育 長：説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にありませんか。では、これで第2回定例教育委員会会議を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

10. 会議録の署名人

教 育 長 江 嘉 秀 穂 

教育長職務代理者 奥 間 千 津 子 